

令和3年度

豊山町財政健全化
審査意見書

豊山町監査委員

4 豊議第 109 号
令和 4 年 8 月 10 日

豊山町長 鈴木 邦 尚 様

豊山町監査委員 堀 尾 博 樹

豊山町監査委員 坪 井 孝 仁

令和 3 年度豊山町財政健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和3年度 豊山町財政健全化審査意見書

第1 審査年月日

令和4年8月10日

第2 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、町長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を町当局立会いのもとに適正に作成されているかを主眼として審査した。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

法令等に照らして財政指標の算出過程に誤りはなく、適切に算定要素が財政指標の計算に用いられており、算定の基礎となった書類等は適正に作成されていると認められる。

記

健全化判断項目	令和3年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
①実質赤字比率	—	15	
②連結実質赤字比率	—	20	
③実質公債費比率	0.0	25	
④将来負担比率	—	350	

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は該当数値がなく、健全である。

②連結実質赤字比率について

令和3年度の連結赤字比率は該当数値がなく、健全である。

③実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は0.0%となっており、健全である。

④将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は該当数値がなく、健全である。

(3) 是正改善を要する事項

財政の諸比率はどれも健全であると認められるが、今後においても財政の健全化に一層努められたい。